

MINNA
DE
IKIRU

地域生活支援拠点について

～新潟県上越市での実践から～

片桐公彦 (Kimihiro Katagiri)
社会福祉法人みんなでいきる 副理事長
NPO法人全国地域生活支援ネットワーク 副代表理事

MINNA DE IKIRU

地域生活支援拠点登場の背景

地域における居住支援の 在り方についての論点

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

地域における居住支援に求められる機能について

関係団体からのヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

整理

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力の向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

各サービス利用者に占める65歳以上の者の割合

平成22年5月（国保連データより）

平成27年3月（国保連データより）

2.6倍

サービス種類	利用者数(人)			
	計	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合
居宅介護	107,136	98,215	8,921	
重度訪問介護	7,767	6,584	1,183	
行動援護	5,015	5,010	5	
重度包括	24	23	1	
療養介護	2,097	1,736	361	
生活介護	131,913	119,663	12,250	
短期入所	26,941	26,626	315	
共同生活介護と 共同生活援助合計	58,914	54,259	4,655	
施設入所支援	65,074	55,204	9,870	
自立訓練(機能訓練)	2,401	2,204	197	
自立訓練(生活訓練)	8,867	8,512	355	
宿泊型自立訓練	674	649	25	
就労移行支援	20,064	20,063	1	
就労移行支援 (養成施設)	221	221	0	
就労継続支援A型	10,128	10,085	43	
就労継続支援B型	91,183	87,580	3,603	
旧入所施設	120,649	109,083	11,566	

サービス種類	利用者数(人)			
	計	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合
居宅介護	155,787	139,442	16,345	
重度訪問介護	9,960	7,794	2,166	
行動援護			33	
重度包括			1	
療養介護			1,544	
生活介護	260,169	227,897	32,272	
短期入所	43,119	42,586	533	
共同生活援助	96,012	85,367	10,645	
施設入所支援	132,296	105,757	26,539	
自立訓練(機能訓練)	2,435	2,248	187	
自立訓練(生活訓練)			586	
宿泊型自立訓練			294	
就労移行支援	29,626	29,602	24	
就労移行支援 (養成施設)	134	134	0	
就労継続支援A型	47,733	47,255	478	
就労継続支援B型	196,019	184,588	11,431	
同行援護	22,512	8,952	13,660	

2.6倍

2.7倍

3.2倍

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」(グループホーム併設型、単独型)、② 地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



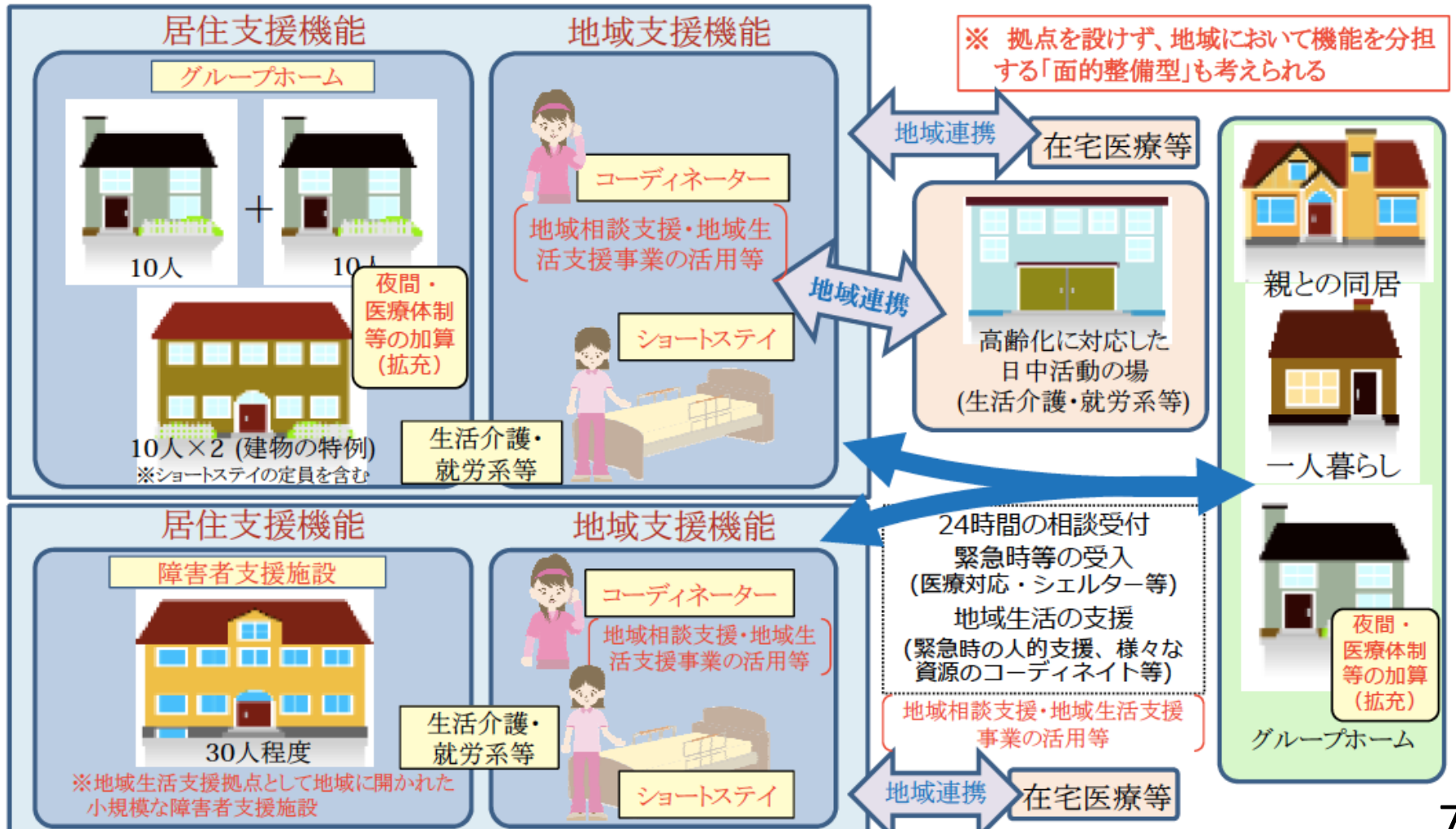
1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



「社会福祉法人みんなでききる」の実践

社会福祉法人みんなでいきる（旧りとるらいふ）
「りとるの家 はなれ」 2013



りとるの家 はなれ

- 生活サポートセンター「ぷあん」

居宅介護等事業所「へるぷ屋びっと」

短期入所事業（4床）

放課後等デイサービス「ららん」（10人）

安心生活支援センター「らく」

- 指定相談支援事業

- 上越市安心生活支援事業

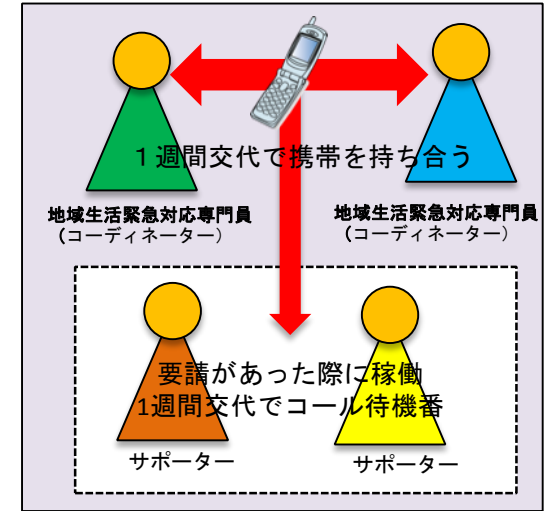
- 上越市虐待防止センター事業

- 地域交流スペース（防災拠点スペース）

社会福祉法人みんなでいきる **「上越市安心生活支援事業」** の例

新潟県上越市：人口約20万、
 事業名：「上越市安心生活支援事業」「緊急短期入所事業」
 委託費：安心生活支援事業 約900万、緊急短期入所 約300万
 人員体制：センター長1名、副センター長1名、サポーター2名
 ※ただし、緊急時の受け入れについては出動できるスタッフがその都度対応。

- 365日24時間対応としているが、緊急対応事案が発生するのは主に夜間・休日
- 夜間休日についてはセンター長、副センター長が順番で携帯を持つ。
- 「サポーター」は携帯電話を持つことはないが要請があった場合に動くコール番として交代で待機し、必要に応じて出動。



例:自閉症の男性のパニックにより緊急に支援が必要になった場合。

緊急対応事案発生



※おそらくこうしたケースは今後「地域定着」の対象として対応することになると思われる

Stage_1

緊急相談

CI：自閉症で突然パニックになり、家族が困り果ててコーディネーターに電話
 Co：対応のアドバイスをする。

Stage_2~3

緊急派遣

CI：パニックが収まらず、家の家具などの破壊行為に至る
 Co：自宅に訪問し、一旦外出（ドライブ）し、気分転換を図る。一人での対応は困難とサポーターに出動要請

Stage_4~5

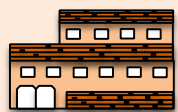
緊急宿泊

CI：家族と顔を合わせた途端に再び興奮し、家族に向かっていく
 Co：一晩、家族と分離することが妥当を判断し、SSの状況を確認して上で、SSに送り届ける（場合によっては一晩一緒に宿泊する）

Prevention

再発予防

CI：今後のために関係者にもっと家庭の事情や障害の特性について関係者に共有してもらいたい。福祉サービスをもっと利用したい。
 Co：ケース会議に出席し、困難ケースであるとの報告をし、サービスの必要性を意見具申する。



緊急対応コーディネーター・緊急対応支援員（仮称）の機能について

緊急相談機能

24時間365日（主に夜間・土日・祝日）の緊急相談
（本人の急なパニックや体調不良、家族の体調不良、死亡、行方不明、虐待、家庭内暴力、DV 等 ※1

Stage_1

Stage_1…夜間・休日の電話対応で終える程度の相談。

緊急派遣機能

- ・虐待案件につき保護要請があった場合の本人の安全確保。
 - ・家族関係トラブルに対しての介入・事態の収束
 - ・近隣住民とのトラブル收拾のための介入（説明・協力要請）
- ※1 ※2

Stage_2

Stage_3

Stage_2…緊急派遣の事案の中でも緊急対応専門員が一名で対応可能なレベルのもの

Stage_3…緊急対応専門員が一名で対応できず、複数による派遣を要するものであったり、相当な専門性が必要とされるもの。

緊急宿泊機能

- ・虐待案件につき保護要請があった場合の本人の一時的な保護。
- ・止むを得ず自宅などで過ごすことが困難な場合の短期入所等の確保
- ・短期入所事業所等への送迎や付き添い、必要であれば同泊。

Stage_4

Stage_5

Stage_4…緊急派遣での対応では困難で宿泊を伴う支援が必要なもの。

Stage_5…宿泊を伴い、かつ虐待や自傷他害の恐れがあり、相当な専門性が必要とされるもの。

再発予防機能

- ・ケース会議の招集・出席
- ・トラブル防止のために継続介入（訪問、面談、民生員などへの依頼）
- ・各種制度申請の同行（生活保護、市営住宅の斡旋→行政との調整が必要）
- ・通院同行
- ・関係機関への情報提供 ※1

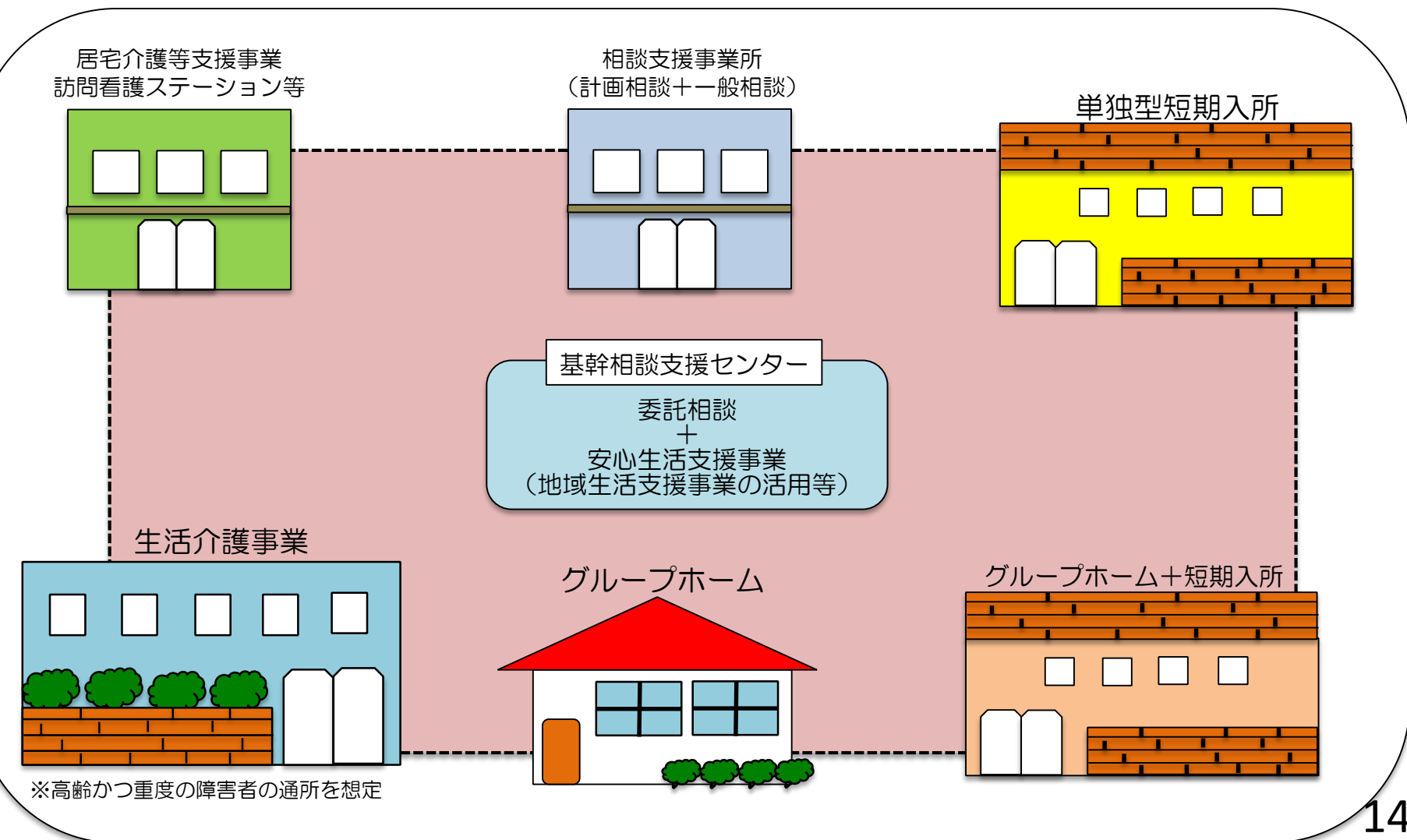
※1 委託相談、基幹相談支援センターとの兼務や一体的運営も想定できる。 ※2 特定相談＋一般相談＋コーディネーターの組み合わせも可
「再発予防機能」については基幹相談センター、行政との棲み分けを検討する必要がある。

今後、支援拠点を整備するにあたっての留意点

「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」（平成26年 厚生労働科学研究①）

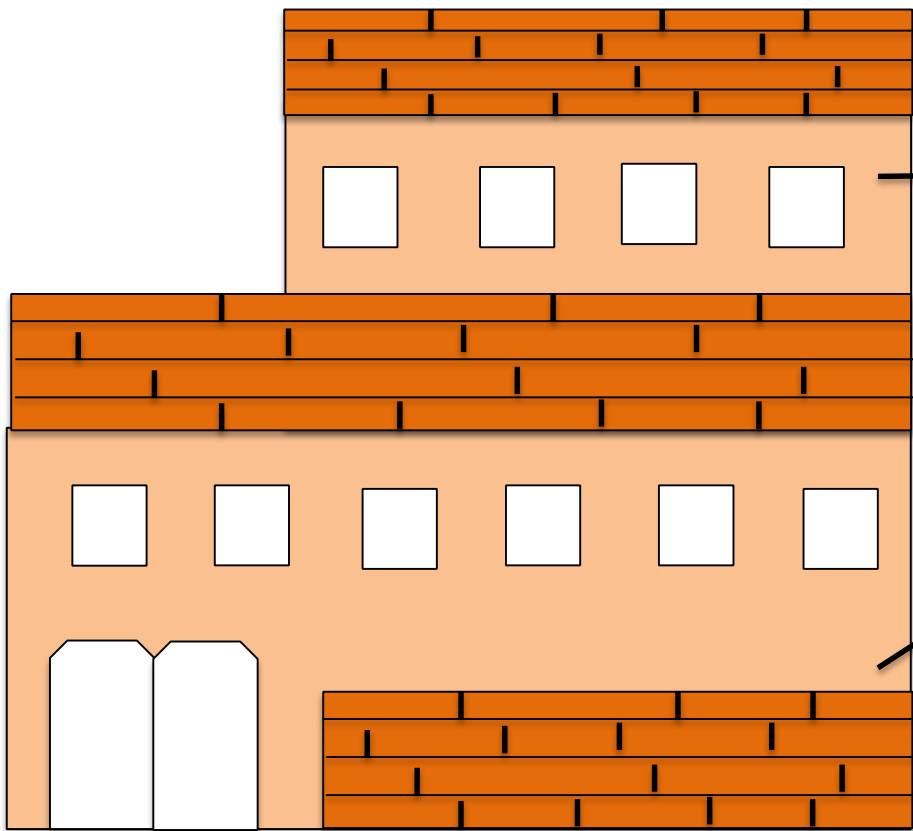
地域生活支援拠点（面的整備型）の組み合わせの例

一定のエリア内に日中活動、グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、訪問看護ステーション、相談支援、基幹相談支援、安心生活支援事業（地域生活支援事業の活用等）等を整備するパターン



地域生活支援拠点型（多機能拠点型）の組み合わせの例 ①

グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、相談支援、安心生活支援事業（地域生活支援事業の活用等）を整備するパターン



【2F_居宅介護、相談支援、事務室】

ヘルプステーション、相談支援事業（計画相談、地域移行、地域定着）、安心生活支援事業（地域生活支援事業の活用等）
※委託相談（基幹相談支援センターとの組み合わせも想定）

【1F_グループホーム+短期入所】

グループホーム10名～18名程度、短期入所2名～10名、宿直室、食堂、談話室、調理室、活動スペース、多機能トイレ、浴室、特別浴槽 等

地域生活支援拠点型（多機能拠点型）の組み合わせの例 ②

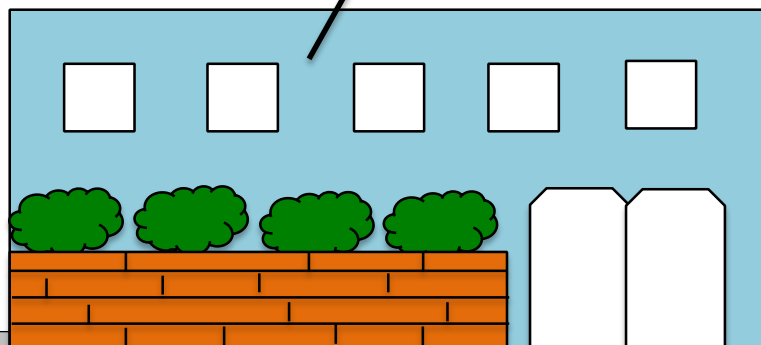
近隣に日中活動、グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、相談支援、安心生活支援事業（地域生活支援事業の活用等）を整備するパターン

【2F_居宅介護、相談支援、事務室】

ヘルプーステーション、相談支援事業（計画相談、地域移行、地域定着）、コーディネーター事業（地域生活支援事業の活用等）
※委託相談、基幹相談支援センターとの組み合わせも想定

【生活介護】

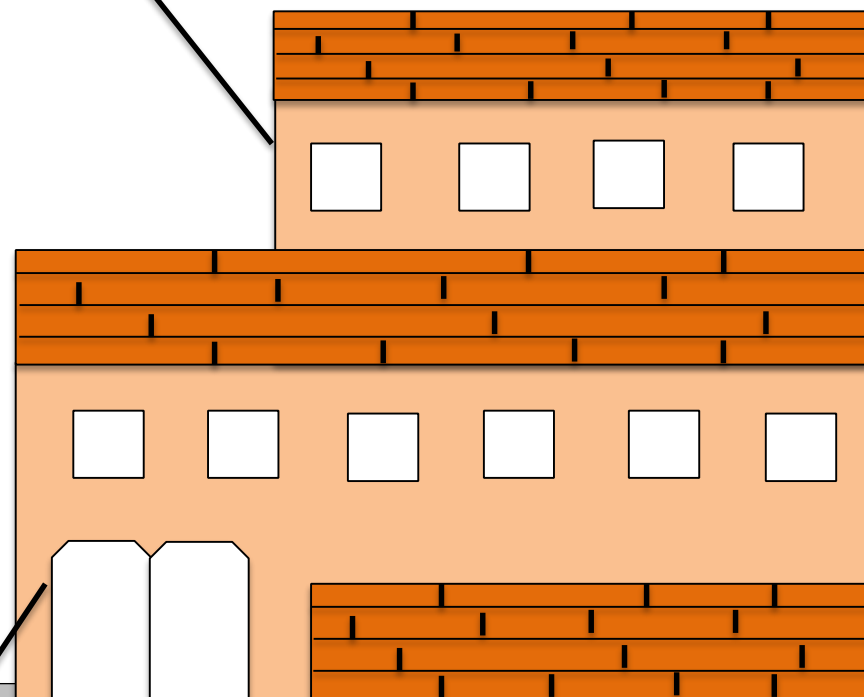
作業室、特別浴槽、静養室、食堂
研修スペース、スタッフルーム



※高齢かつ重度の障害者の通所を想定

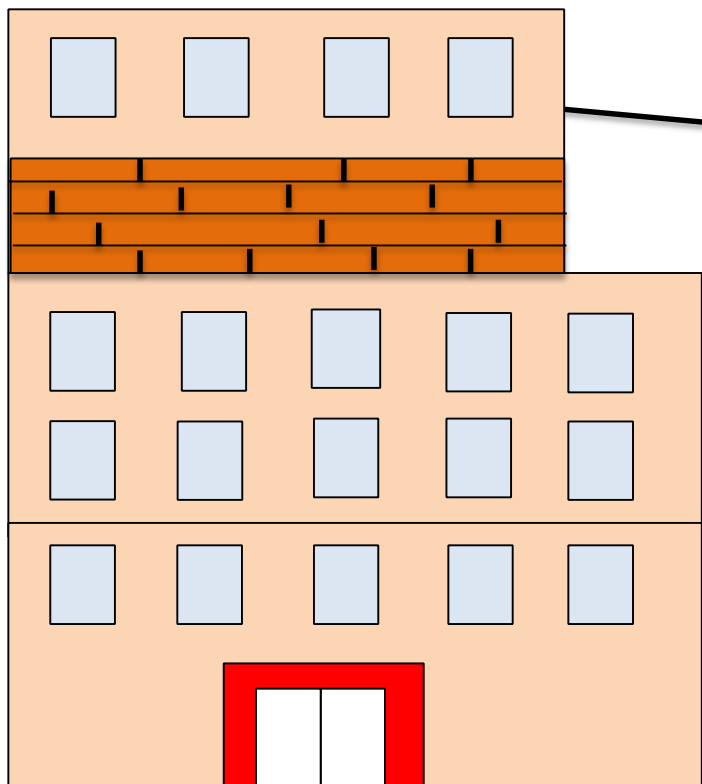
【1F_グループホーム+短期入所】

グループホーム10名～18名程度、短期入所2名～10名
宿直室、食堂、談話室、調理室、活動スペース、多機能トイレ、浴室、特別浴槽等



地域生活支援拠点型（多機能拠点型）の組み合わせの例 ③

同一の建物の中に日中活動、グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、相談支援、安心生活支援事業（地域生活支援事業の活用等）を整えるパターン（高齢化・重度化に伴い、日中活動に通うことが困難になる障害者の利用を想定）



【3F 居宅介護、相談支援センター】
ヘルパーステーション、相談支援事業（計画相談、地域移行、地域定着）、安心生活支援事業（地域生活支援事業の活用等）
※委託相談（基幹相談支援センター）との組み合わせも想定

【2F グループホーム+短期入所】
グループホーム10名～18名程度
短期入所2名～10名程度
宿直室、食堂、談話室、調理室、活動スペース、多機能トイレ、浴室、特別浴槽 等

【1F 生活介護】
作業室、特別浴槽、静養室、食堂
研修スペース、スタッフルーム

地域生活支援拠点における緊急対応機能の 相談・サービスの組み合わせ

委託相談（基幹相談センター）

安心生活支援事業（地活援事業）

特定相談・一般相談

or

委託相談（基幹相談センター）
安心生活支援事業（地活事業）

特定相談・一般相談

or

委託相談（基幹相談センター） 安
心生活支援事業（地活事業）
特定相談・一般相談



高齢化・重度化に対応した濃厚な支援が必要な方の
ための一体的な運営を行う「多機能拠点整備型」

～一体運営（組み合わせ例）～

グループホーム

単独型短期入所

通所施設

or

地域での暮らしをサービスを選択しながら継続する
「面的整備型」

グループホーム

自宅

通所施設

通所施設

単独型短期入所

単独型短期入所

障害のある方の相談支援機能の整理

障害福祉サービス（日中活動、訪問系、居住系、短期入所）

A 「地域移行のための安心生活支援」
（地域生活支援事業等の活用）

1. DV、虐待ケース
2. 在宅の行動障害、精神障害などの家族トラブルのケース
3. サービスにつながっていないが、障害の疑いがあるケースの緊急対応
4. Bの事業では対応できない、あるいは馴染まないケースで地域の実情に応じて対象を設定。

B 一般相談
（地域移行・地域定着支援）

1. 入院中から、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」
2. 地域生活している者に対し、24時間の連絡相談等のサポートを行う「地域定着支援」

C 特定相談

障害福祉サービスの利用を希望する障害（児）者に対してサービスなど利用計画を作成する。

D 委託相談
（基幹相談支援センター）

1. 障害福祉サービス利用希望者の前向き相談
2. 計画相談への繋ぎ支援
3. 障害福祉サービスに繋がらないケースの相談
4. 困難ケースへの対応、スーパーバイズ機能
5. 緊急対応したケースの継続相談（A-2, A-3のケース）
6. 協議会への参画・事務局機能

地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について

障障発0430第1号 平成27年4月30日

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

○整備に当たっての留意事項

(1) 協議会の活用

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、協議会の活用が重要となる。協議会については、地域における障害者等への支援体制に関するニーズの把握及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、運営の活性化を図っていただいているものと考えているが、地域生活支援拠点等の整備に当たっても、どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのか等について、協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要である。また、地域生活支援拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい。

(2) 地域定着支援の活用について

利用者から要請があった場合に訪問による支援等を行うサービスであり、地域生活の継続にリスクを抱える世帯を事前に把握し、常時状況を見守るとともに、リスクへの対応や緊急事態が起きた場合の対応について事前に地域の社会資源の連携の中で検討し、実際に緊急事態が生じた場合は即座に対応が可能となるサービスとして地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要な位置付けとなる。地域定着支援については、平成27年3月6日の障害保健福祉関係主管課長会議において、地域移行支援を利用していない障害者であっても地域定着支援を利用できることや、地域移行支援の利用は必ずしも1年間に限られず必要と認められる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることをお示ししているところであり、積極的な活用をお願いしたい。

(3) 面的な整備について

地域生活支援拠点等の面的な整備を行うに当たって、例えば、協議会での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。

(4) グループホームを拠点とする整備について

地域生活支援拠点等として、グループホームで短期入所事業を行う場合、その人員体制の確保のために、生活介護事業所との併設等を行うことが考えられるが、この場合、グループホームの利用者が本人の意思に反して当該日中活動事業所を利用させられることのないよう十分留意することが必要である。

○地域生活支援拠点等に関連する報酬改定について

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等に対する報酬上の対応を行っているので、活用いただきたい。

（１）緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所の「緊急短期入所受入加算」について、「緊急短期入所体制確保加算」の算定を要件から除外する等の要件の緩和。

（２）体験に関する報酬の見直し

地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」や「体験宿泊加算」について利用期間の制限を廃止。

（３）計画相談支援における「特定事業所加算」の新設

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）

平成27年度予算案
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。

